

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊生環第153号

令和3年3月9日

許可等事務担当者の複数指定について（通達）

生活安全部門の許可等事務担当者の複数指定については、「許可等事務担当者の複数指定について（通達）」（平成29年3月10日付け熊生環第208号）に基づき実施しているところであるが、同通達の保存期間が満了することから、引き続き本通達により継続運用することとした。

本通達の目的は、許可等事務の専門性の高さを考慮し、事務担当者の負担軽減を図るとともに、各種申請に対する適切な受理体制を確保し、かつ、同事務担当者の人材育成・拡大に資することができるよう警察署生活安全課（係）内に複数の許可等事務担当者を指定するものである。

各警察署にあっては、生活安全課（係）員の中から許可等事務を担当する職員を2人以上指定することとし、原則として、担当者が常時1人は在庁することにより各種申請を適切に受理できるよう配慮するとともに、当該事務処理に当たっては担当者が一人で許可等事務に係る問題を抱え込むことを防止し、相互に相談しながら適切に業務を推進できる体制を構築されるよう努められたい。

このため、許可等事務担当者の指定変更については、人事異動発令後、別紙により速やかに警察本部生活環境課許可等事務担当室に報告されたい。

本通達の実施に伴い、前通達は廃止する。

※ 別紙（略）